

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成 16 年仙台市条例第 2 号。以下「条例」という。）
第 11 条第 1 項の規定により提出のあった下記の開発事業について、条例第 16 条第 1 項の規定により開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成 25 年 4 月 2 日

仙台市長 奥山 恵美子



記

1 事業者の住所及び氏名

住所 仙台市青葉区大町二丁目 7 番 23 号

氏名 秋保ヴィレッジ株式会社 代表取締役 今野 克二

2 開発事業の名称及び目的

名称 六次産業化促進事業

目的 六次産業化法に基づく、促進事業施設（農産物生産・直売・加工）

3 事業区域の位置及び面積

位置 仙台市太白区茂庭字中谷地南 32-1 外

仙台市太白区茂庭字松場 13-39 外

面積 60,195m²

4 意見の内容

（1）条例第 16 条第 1 項の規定による開発事業計画書についての市長の意見

当該開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第 8 条第 1 項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

よって、条例第 17 条第 1 項に規定する書面の提出を要しない。